役務供給請書条項

第１条　役務は、仕様書、図面又は見本に従い履行期限内に完了する。

第２条　書面による承諾を得ないで、この契約によって生ずる権利を第三者に譲渡し、又は担保に供することはしない。

第３条　検査の結果不合格となったときは、遅滞なくこれを修補する。

第４条　契約代金は、役務完了後、適法な支払請求書を提出してから３０日以内に支払を受ける。

第５条　単価契約の場合は、毎１月分を取りまとめ翌月請求するものとし、その支払請求額は、消費税額及び地方消費税額（免税事業者の場合は、消費税及び地方消費税相当額とする。以下同じ。）抜き契約単価に確定数量を乗じて得た額の合計額に消費税法（昭和６３年法律第１０８号）に基づく税率を乗じて得た消費税及び地方消費税（円未満切捨て）を加算した額とする。ただし、消費税及び地方消費税込みの単価で契約した場合又は免税事業者だけの見積りにより消費税及び地方消費税相当額を控除していない単価で契約した場合は、同契約単価により算定し、消費税額及び地方消費税額の加算は行わないものとする。

第６条　支払遅延利息については、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和２４年法律第２５６号）の規定するところによるものとする。

第７条　天災地変その他やむを得ない理由により、履行期限内に役務を完了することができないときは、その理由を記した書面を提出して、履行期限の延期又は契約の解除を申請し、その承認を受ける。

第８条　前条以外の理由により、貴官の承認を得て履行期限を過ぎて役務を完了したときは、遅滞料として履行期限の翌日から起算して完了の日まで遅延１日について、遅滞部分に対する契約金額の１，０００分の１に相当する金額を指定された期日までに納付する。ただし、その金額が１００円未満である場合はこの限りでない。

第９条　検査の結果、不合格となったとき、又は役務完了の日から１年以内に、契約不適合（納入した契約物品が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないこと。）が発見されたときは、当方の負担において指定された期日までに修補する。

第１０条　役務完了前に役務目的物又は役務材料について生じた損害その他

役務提供に関して生じた損害は、当方の負担とする。

第１１条　当方が契約上の義務に違反したことによってこの契約の目的を達することができなくなった場合は、契約を解除され、違約金として解除部分に対する契約金額１００分の１０に相当する金額を指定された期日までに納付する。ただし、その額が１００円未満である場合はこの限りでない。

２　契約の解除が単価契約に係る場合は、その解除部分の金額は、発注数量に消費税額及び地方消費税額抜き契約単価を乗じ、その額から納入済部分の金額を差し引いた額に、消費税法の定める規定に基づく税率を乗じて得た消費税額及び地方消費税額（円未満切捨て）を加算した額とする。

第１２条　違約金又は遅滞料を指定された期日までに納付しない場合は、納付期間満了の日の翌日から納付した日までの日数に応じ、未納金額に対し、国の債権の管理等に関する法律施行令(昭和３１年政令第３３７号)第　２９条第１項本文の規定に基づき財務大臣の定める延納利息の率を乗じて計算した金額を延納利息として支払う。

第１３条　前各条以外の事項については、貴官と協議の上、その指示に従う。